

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 特定費用準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。

(特定費用準備資金の保有)

第3条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第4条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときには、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定期間、積立限度額、積立限度額の算定根拠を理事会に提示し、承認を得るものとする。

(特定費用準備資金の区分等)

第5条 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩しができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金の公表)

第6条 特定費用準備資金の公表については、資金の取り崩しに係る手続並びに積立限度

額及びその算定根拠を記載した書類を、定款第2条に定める主たる事務所において備え置き、閲覧に供するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。